



# 監査報告書

令和6年5月21日

社会福祉法人 熊本県コロニー協会  
理事長 大島 武文 様

監事 隈部 幸一   
監事 堀 義親 

社会福祉法第43条及び関係法令に基づき実施した、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第61期事業年度における会計及び業務を監査した結果を、下記のとおり報告します。

## 1. 監査方法の概要

- (1) 業務執行監査のため理事会その他の会議に出席し、理事及び関係者（使用人他）から報告を求め、理事の職務執行上重要な書類を閲覧する等、妥当な方法を用いて調査しました。
- (2) 会計に関する職務執行の監査のため、会計帳簿及び書類を閲覧し、計算書類について慎重に検討し必要な実地調査・立ち会い・照会・理事及び関係者からの報告の聴取、その他相当な方法を用いて調査しました。

## 2. 業務執行の状況監査

### I. 法人

- (1) 事業報告書は業務全般にわたり詳細かつ適正な報告があり、その内容は真実であると認めました。
- (2) 理事の職務執行に関しては適正であり、定款に違反する事実はないものと考えられます。監事も立ち会いの上、理事会も開催されており、熱心な討議が行なわれたものと認めます。
- (3) 現金保管については、6つのサービス区分毎に金庫にて行っていることを確認しました。また、その現金残高についても確認を行った結果、帳簿と一致していました。
- (4) 協会全体の収入は456,321千円(訓練等給付費等収入・サービス活動外収入196,340千円・就労支援事業収入259,333千円・特別収入648千円)です。前年度と比較して事業収入は81,301千円減少(主な要因は施設整備費等補助金83,314千円減少)しています。支出は共通経費の削減等に取り組み、合計で450,515千円となっています。その結果、法人全体の利益は前年度が約25,984千円に対して当期は約5,806千円の黒字となっています。

### II. 熊本福祉工場

- (1) 当期の印刷事業のオフセット売上高は、前年比13,009千円増加し227,119千円となっています。デジタル事業の売上高は、前年比11,178千円減少し18,469千円となっています。その結果、経常収支は前年比19,587千円減少し15,903千円の赤字となっています。租税公課が前年比7,383千円増加したこと等によるものです。
- (2) デジタル事業は、将来的に拡大が見込まれる分野で、熊本県庁、県立図書館、合同庁舎、大学等へ積極的に営業活動に取り組みられています。引き続き積極的に取り組まれることをお勧めします。

- (3) 労災事故については、当期は2件発生しております。引き続き、安全教育をお願いします。
- (4) 作業ミスについては、前年度損失が765千円・7件でしたが、今年度は、1,072千円・14件と大幅に増加しています。しかし、その原因を詳細に分析し、防止のための研修の実施、ダブルチェックの強化などに取組まれています。引き続きミスがゼロになる意識を高められることを勧めます。

### III. 熊本コロニー作業所

- (1) 利用状況は、施設利用者数が定員31名に対し、令和5年度末は30名となっています。
- (2) B型の利用者は、年度当初より3人増加しています。自立訓練の利用者は年度当初より2人減少しています。自立訓練の利用者確保は、病院との連携、特別支援学校への体験実習受け入れ等に取り組みの努力が窺われます。引き続き積極的な取り組みを勧めます。
- (3) B型の平均工賃月額が、20,694円→25,036円と上昇しています。

### IV. 且過園

- (1) 令和5年度末で22名(定員25名)となっています。
- (2) 現在、製本・仕上げ作業及び建物の清掃作業が中心になっています。外部からの受託作業である野菜の袋詰め、自主生産であるクッキー作りや販売に取り組み、今後とも引き続き利用者のニーズに合った作業種目の新規開拓をおこなうことを期待します。
- (3) 平均工賃月額は、37,587円→34,713円とやや減少しています。利用者全体の作業能力は年々向上していますので、引き続き受注の増加に取り組まれることを勧めます。

### V. グループホーム

- (1) 令和5年度末の入居者数は27名(定員28名)と3ヶ所の事業所運営は順調に進んでいます。引き続き利用者のニーズに沿った支援内容をさらに充実されることを期待します。

### VI. 放課後等デイサービス

- (1) 定員10名に対し、令和5年度の平均利用者は7.2人/日です。前年7.7人に比べ減少しています。新型コロナウイルスが5類感染に引き下げられたことにより家族の時間が増えたことなどの要因により利用率が低下しています。継続して利用契約者の確保及び利用率の向上と療育活動内容の向上に取り組まれていますので、その努力の継続をお勧めします。

## 3. 会計に関する監査

- (1) 令和5年度事業報告並びに第61期決算報告書について理事長及び事務担当者に報告を求め、関係書類も閲覧し、その他必要と思われる方法により調査を実施した結果、会計基準に従って処理されており、その措置は適正であると考えられます。
- (2) 貸借対照表、事業活動収支計算書および財産目録は、当法人の財産及び収支(損益)の状況を適正に示しており、社会福祉法人の決算に適合しているものと認められます。